

# 国民年金からのお知らせ

異動があつたら、国民年金の手続きをお忘れなく

こんなときは、届出が必要です。

- 20歳になったとき
- 転職・退職したとき
- 配偶者の被扶養者(第3号被保険者)でなくなったとき
- 住所・氏名が変わったとき

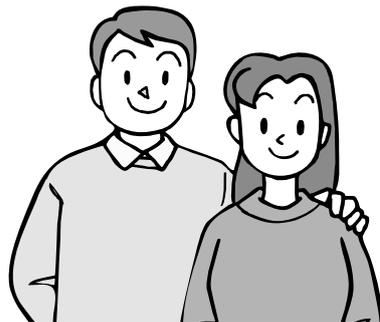
手続き

次のものを持参の上、市民課市民係または各総合支所市民生活課までお越しください。

- 異動等の日付がわかるもの(離職証明書、扶養資格喪失証明書等)
- 年金手帳
- 認め印鑑

## 国民年金の保険料が変わります

国民年金保険料は、平成18年4月分から月額13,860円となり、平成17年度の月



額保険料(13,580円)と比較して280円の引き上げとなります。

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げられ、最終的に平成29年以降は、月額16,900円(平成16年度価格)に固定される予定です。

「平成16年度価格」とは、平成16年度時点の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際の保険料は、平成16年度以降の賃金の変動に応じて改定した額となります。

## 学生の皆さん、学生納付特例をご存じですか？

20歳に到達された学生の方は、国民年金に加入することになっていきます。学生のため国民年金保険料の納付が難しい場合は、卒業後に保険料を納めることができる「学生納付特例制度」を利用してください。

### 対象となる学生

対象校の指定を受けている大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設等に在学する20歳以上の学生や生徒で、学生本人の前年所得額が11.8万円以下の方が対象です。また、夜間・定時制課程、通信制課程の学生や生徒も対象となります。一部対象とならない学校もあります。

承認を受けると4月(もしくは国民年金に

加入いただく月)から翌年3月までの学生である期間の保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例期間中に障害や死亡の不慮の事態が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けるために必要な保険料納付済期間として算入されます。

ただし、老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付済期間としては算入されませんが、年金額には反映されません。満額の年金額を受け取るためには、保険料をさかのぼって納める、いわゆる「追納」することが必要です。

学生納付特例が承認されると納期限後10年以内であれば追納することができますが、納期限後に経過した期間に応じて加算額が上乘せされますので、卒業後なるべく早い時期に追納しましょう。

申請が遅れたら学生納付特例の対象期間は、4月(もしくは国民年金に加入いただく月)から翌年3月までです。申請が遅れ、承認される前の期間は、保険料を納めていなければ「未納期間」となります。



この間に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。引き続き承認を受けようとする方は、毎年申請することが必要です。お忘れのないように注意ください。

### 申請手続き

市民課市民係または各総合支所市民生活課窓口へ備え付けの「学生納付特例申請書」に必要事項を記入、押印の上、学生証表(裏)の写し、または新年度の在学証明書を添えて提出ください。なお、平成18年1月1日以降に他市町村から転入された方については、前住所地の市町村が発行した所得課税証明書を持参ください。

### 《問合せ》

兵庫社会保険事務局豊岡事務所(豊岡市泉町)  
☎22・3196  
市民課市民係または各総合支所市民生活課